

公立大学法人島根県立大学役員退職手当規程

平成 19 年 4 月 1 日
規程第 18 号

(目的)

第 1 条 この規程は、公立大学法人島根県立大学（以下「法人」という。）の役員退職手当に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(退職手当の支給)

第 2 条 この規程による退職手当は、役員（非常勤の役員及び職員を兼務する理事を除く。以下同じ。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

ただし、島根県の職員としての身分を有する者及び島根県を退職し退職手当の支給を受け役員となった者については、この規程による退職手当は支給しない。

(退職手当の額)

第 3 条 退職手当の額は、役員として引き続き在職期間 1 月につき、退職した日におけるその者の給料の月額に 100 分の 10.3 の割合を乗じて得た額とする。

2 前項の退職手当の額は、島根県公立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及び当該役員の職務の実績を勘案して、同項に規定する退職手当の額の 100 分の 10 の範囲内で、これを増額し、又は減額することができる。

(在職期間の計算)

第 4 条 在職期間の月数は、役員に任命された日から起算して暦に従って計算するものとし、1 月に満たない端数を生じた場合は、1 月とする。

(その他)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、役員退職手当の支給等については、公立大学法人島根県立大学職員退職手当規程（平成 19 年規程第 26 号）第 3 条、第 4 条第 1 項第 3 号及び第 4 号、同条第 2 項、第 5 条第 4 項、第 15 条並びに第 16 条の規定の例による。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 30 年 6 月 25 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。